令和6年度

第4回あさぎり町農業委員会 議事録

開会日:令和6年6月10日(月)

あさぎり町農業委員会

令和6年度 第4回あさぎり町農業委員会総会議事録				
招 集 年 月 日	令和6年6月10日(月)			
招集の場所 あさぎり町役場 2 階大会議室				
開閉会日時	開 会 令和6年6月10日 午後1時30分 会 長 杉下 和治			
及 び 宣 告	閉 会 令和6年6月10日 午	後1時48分 会 長	杉下 和治	
	議 席 氏 名	出欠等 の 別 番 号	氏名出欠等 の別	
	1 北川 浩臣	0 14	田崎 洋一郎 〇	
応 (不応) 招委員及	2 池上 勇一郎	O 15	村田新一	
び出席並びに	3 藤原 ルミ子	O 16	宮原 久子 〇	
欠席委員	4 北﨑 一英	0 17	中村 好文 〇	
	5 深松 守	O 18	田中 伸明 〇	
出 席 25名	6 稲冨 裕二	O 19	濱田 定武 〇	
欠 席 1名	7 中村 幸二	O 20	廣瀬 孝喜 〇	
○(出席)	8 竹下 正男	O 2 1	松本 廣幸	
×(欠席)	9 恒松 純生	O 22	藤本 勇二 〇	
	10 宮原 範行	O 23	緒方 信三 〇	
	11 的射場 洋一	O 24	谷川 新二 〇	
	12 橋口 京美	O 25	井手 久美子 ×	
	13 西野 雅倫	O 2 6	杉下 和治	
議事録署名委員	委員 5番 深松 守 6番 稲冨 裕二			
出 席 し た 農業委員会職員	事務局長 橋本 英樹 主幹 椎葉 尚宏			
日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの 判断について 日程第4 報告第3号 許可不要転用届について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画(第6回)の決定について				

開会 午後1時30分

- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) それでは開会いたします。起立願います。礼。着席ください。ただいまから令和6年度第4回総会を開会いたします。初めに、杉下会長より御挨拶をお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 皆さんこんにちは。お疲れさまです。先週、九州南部が梅雨入りしまして、災害が起きなければいいかなと思っております。そしてまた農業委員会だよりも、立派なものができまして、特に表紙のですね、水面に映る、逆さの白髪岳がとてもよかったと思います。それではですね、ただいまより、始めます。本日の出席委員は、25番井手委員から欠席の報告がありましたので、26名中25名で、定足数に達していますので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、5番深松守委員、6番稲冨裕二委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) それでは報告いたします。資料は2ページから3ページです。今回は 12件の合意解約です。解約理由について、53番から55番は所有権移転のため、56番から59番は 第三者貸付けのため、60番から61番は経営規模縮小のため、62番は契約内容変更のため、63番は 自作のため、64番は耕作困難のためとなっています。以上報告します
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい、特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** 日程第3、報告第2号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) それでは報告いたします。資料は4ページから5ページです。今回は、地区担当農業委員によります現地確認により、2筆の農地を非農地と判断しております。写真を御覧ください。非農地化対象農地は、須恵地区、畑、2筆、289㎡です。以上、報告します。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願い します。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第4、報告第3号、許可不要転用届についての報告を行います。 事務局の報告を求めます。
- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい、許可不要転用届1件について報告します。資料は6ページ

からになります。届出番号3番について、資料7ページを御覧ください。申請人は、町内の個人の方で、 転用する土地は1筆、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,896㎡のうち200㎡です。牛の運動場 を整備するため、許可不要転用届を提出されたものです。資料9ページを御覧ください。現地は上西、永 里地区、山麓運動広場から西へ約550mの場所になります。運動場を整備する上で、申請地に牛舎があ ることや、周囲への影響等はないと考えられることから、許可不要と判断しました。以上報告を終わりま す。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願い します。ありませんか。はい。特にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は 10ページからになります。今回は2件の審議をお願いします。申請番号13番について、資料12ページを御覧ください。譲渡人は町外の個人、譲受人は町内の個人の方です。移転する土地は1筆で、地目は 台帳現況とも畑、面積は1,666㎡です。移転する契約は、総額40万円の売買による所有権移転です。 資料14ページを御覧ください。譲受人は、申請地に栗を栽培される予定です。

次に、申請番号14番について、資料20ページを御覧ください。譲渡人、譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳現況とも畑、面積は1,442㎡です。移転する契約は、総額60万円の売買による所有権移転です。資料22ページを御覧ください。譲受人は、申請地に栗を栽培される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号13番の案件について、4番委員の北﨑委員より、申請番号14番の案件について、7番委員の中村幸二委員より、報告をお願いします。
- ○4番委員(北崎 一英君) 4番委員の北崎です。農地法第3条の規定による許可申請に係る申請番号1 3番の案件につきまして、午前中に実施した現地調査の結果を報告いたします。地図等は先ほど事務局から報告があったとおり、場所はフルーティロードのあさぎり町と相良村の境界から南約500m行ったところの深田の新地区、旧新深田地区になります。譲受人はこの申請地の栗園を現在も管理しております。また隣接地も含めて、70aの栗を適切に管理しており、今後の営農も間違いありません。何ら問題ないと思いますので、皆さんの御審議方よろしくお願いします。以上で報告を終わります。
- ○7番委員(中村 幸二君) 7番委員の中村幸二です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号14番の案件について、午前中に現地調査を行いましたので、結果報告をいたします。資料は19ページから26ページになります。地目は畑、面積は1,442㎡です。26ページを御覧ください。申請地は県道錦湯前線ウエムラテックから南に約1km、上永里公民館から南西に約300mのところになります。譲渡人、譲受人ともに町内の方です。譲受人は現在ある栗をそのまま栽培される予定とのことです。特に問題はないと思いますので、皆様の御審議方よろしくお願いいたします。
- ◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号13番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 質疑なしと認めます。申請番号13番の案件について採決します。原 案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。賛成多数です。したがって、申請番号13番の案件については、 原案のとおり決定いたしました。次に、申請番号14番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。 か。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。申請番号14番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、賛成多数です。したがって、申請番号14番の案件については、 原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画 (第6回) の決定について

- **◎農業委員会会長(杉下 和治君)** 日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画(第6回)の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ●農業委員会主幹(椎葉 尚宏君) それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。28ページ から御覧ください。28ページ上段の293番から34ページ、下段の306番までは、期間満了に伴う 賃借権の再設定です。35ページ上段の307番から下段308番までは、期間満了に伴う使用貸借権の 再設定です。36ページ上段309番から37ページ下段の312番までは、新規の賃借権の設定です。38ページ上段の313②及び下段の313番は、新規の使用貸借権の設定です。39ページ上段の314番は、期間満了に伴う農地中間管理事業による賃借権の再設定です。40ページ上段の315番から41ページ下段の316番までは、利用権設定からの切替えによる農地中間管理事業による賃借権の設定です。42ページ上段の317番から43ページ下段の318番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。42ページ上段の317番から43ページ下段の318番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。資料は44ページから48ページです。今回の申請は6件です。25番から28番は、公社が買入れをするものです。29番から30番は売り渡すものになります。25番の買入れ価格30万円、26番の買入れ価格50万円、27番の買入れ価格60万円、28番の買入れ価格30万円、29番の売渡し価格82万円、30番の売渡し価格1段目は、72万8,673円。2段目は56万620円です。49ページから51ページにかけましては、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農用地利用集積計画(第6回)についての説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画(第6回)について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員、賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり決定し

ました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町農業委員会第4回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長(橋本 英樹君) 起立願います。礼。

閉会 午後1時48分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年6月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 5番 深松 守

あさぎり町農業委員会 署名委員 6番 稲冨 裕二